

第4次 八雲町障害者計画

《令和3年度～令和8年度》

概要版

令和3年3月

八雲町

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

八雲町では、障がいのある方もない方も、すべての町民が平等に生活する社会の実現を目指す事を目的に「差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち」「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」「社会の一員として自立し成長できるまち」を基本理念として、平成27年3月に「第3次八雲町障害者計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されているほか、平成30年4月には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障害福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

これらを踏まえ「第3次八雲町障害者計画」が令和2年度末で計画期間を終了することから、国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた「第4次八雲町障害者計画」を策定します。

2 計画の根拠と位置付け

「第4次八雲町障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」として、国の「第3次障害者基本計画」北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」等の内容を十分に踏まえつつ、保健福祉分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定します。

本計画は障がい者及び障がい児を対象とした、各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定める「八雲町障害福祉計画・八雲町障害児福祉計画」の基本計画の性格を有するものです。

3 計画期間

「第4次八雲町障害者計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

■障害関連計画の計画期間

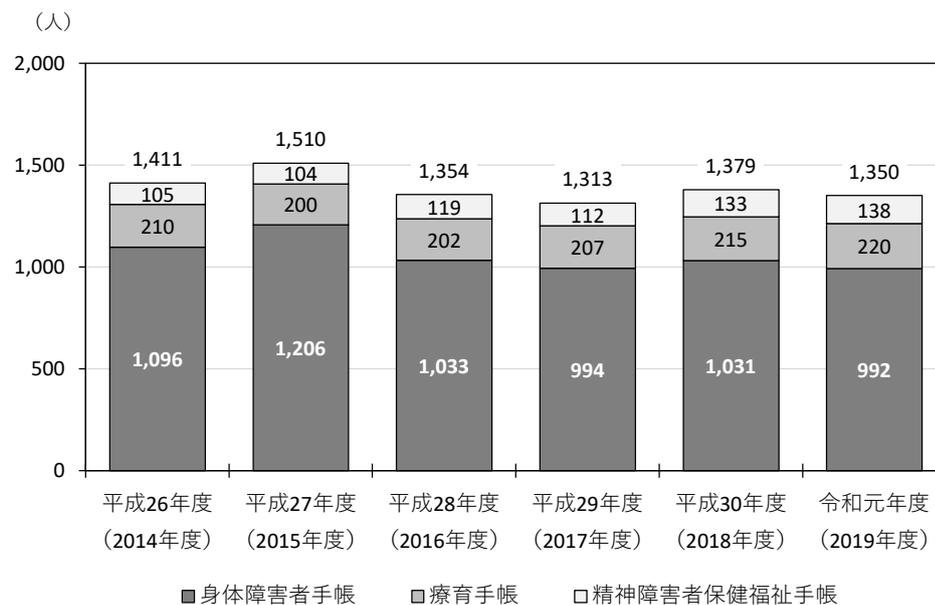
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	第3次八雲町障害者計画 (平成27年度～令和2年度)						第4次八雲町障害者計画 (令和3年度～令和8年度)					
障害福祉計画	第4期八雲町 障害福祉計画			第5期八雲町 障害福祉計画			第6期八雲町 障害福祉計画		第7期八雲町 障害福祉計画			
障害児福祉計画				第1期八雲町 障害児福祉計画			第2期八雲町 障害児福祉計画		第3期八雲町 障害児福祉計画			

Ⅱ 障がい者の状況

障害者手帳所持者数は、平成28年度の1,354人からおおむね横ばいに推移しており、令和元年度末は1,350人の状況です。

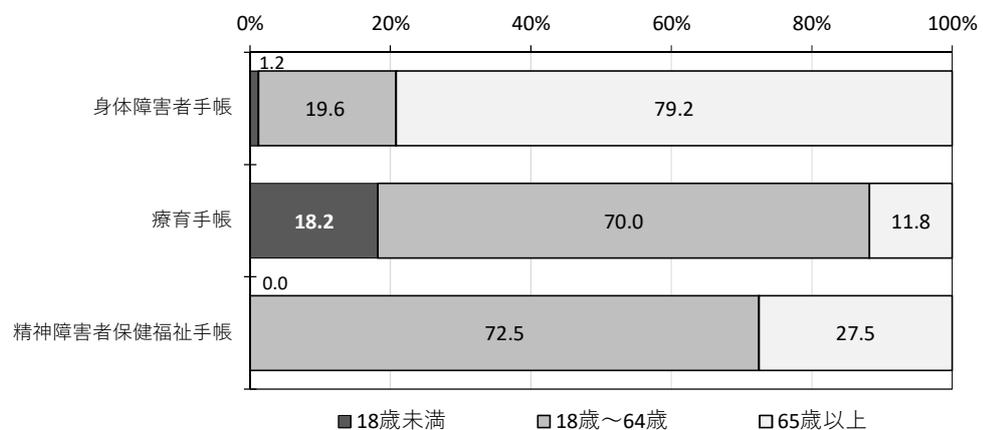
年齢階級別に障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が786人で全体の79.2%を占めており、18歳～64歳は194人（19.6%）となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



[出典]八雲町保健福祉課（各年度末現在）

■年齢階級別手帳所持者数の割合



[出典]八雲町保健福祉課（令和2年3月末現在）

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある方もない方も共に地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながっています。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、本町は障がいのある方への差別や偏見がなく地域の中で安全に安心して暮らせるまち、そして障がいのある方が社会の一員として自立し社会参加を目指すことができるまちを目指してきました。

今回策定する計画においてもこの考え方を踏襲し、障がいのある方もない方も共に住みよいまち、障がいのある方が地域でその人らしく自立した生活ができるまちを目指して、本計画の基本理念を下記のとおり定めます。

－ 基本理念 －

- ◆ 差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち
- ◆ 安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち
- ◆ 社会の一員として自立し成長できるまち



2 基本目標

基本目標1 地域における生活支援の充実

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活を継続するためには、障がい者の自己選択・自己決定を最大限に尊重し、より身近な地域での多様なニーズに応じたサービス提供体制の充実及び障がい者等の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、緊急を緊急としない体制構築が必要です。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより進めていきます。

また、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図るとともに、障がいのある方が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受ける事ができるよう提供体制の充実を図ります。

基本目標2 自立と社会参加の促進

障がいや発達などに課題のある子どもについては、早期の発見と適切な相談・支援が求められます。その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度等に応じ、きめ細やかな療育・教育を行う必要があります。そのため、未就学児から就学児まで一貫した切れ目のない支援が受けられるよう関係機関の連携を図っていきます。

また、障がいのある方が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件となります。地域での就労・雇用の場をいかに確保していくか等について、町民・事業者・関係機関とともに重点的に検討し、多様な就労の場の確保に努めるとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある方の社会参加を促進していきます。

基本目標3 共に支え合うまちづくりへの支援

障がいのある方が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や様々な場などで感じる差別や偏見、疎外感などです。

今なお、障がいのある方に対する差別や偏見、虐待など完全な解消には至っていないのが現状にあります。障がいのある方の尊厳の保持を図るため「合理的配慮」についての議論を深めながら、障がいのある方を特別視する「社会的障壁」を取り除き、障がいのある方もない方も、支え合いながら生きる共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

IV 取組内容

基本目標1 地域における生活支援の充実

(1) 相談支援体制の整備	
①相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・広報活動・情報提供の充実 ・窓口対応の充実 ・ICT（情報通信技術）の利用促進
②障がい者ケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント体制の充実 ・巡回相談の実施
③地域自立支援協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の機能強化
(2) 生活支援の充実	
①在宅生活への支援 (必要なサービスの確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅における生活支援サービスの充実 ・日中活動事業の推進 ・地域生活支援事業の充実 ・福祉用具の利用支援 ・家族に対する支援 ・除雪の支援
②住まいの確保 (居住環境の整備・改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・居住系サービスの充実 ・施設サービスの利用支援 ・公営住宅等の整備 ・バリアフリー化の促進 ・住宅改善に関する支援
③地域生活の安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守りの充実 ・福祉のまちづくりの推進 ・ユニバーサルデザインの推進 ・地域生活支援拠点の推進
(3) 保健・医療の充実	
①予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健活動の推進 ・思春期の心の問題への対応 ・中高年の予防対策の充実
②保健・医療・リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動・リハビリテーション体制の充実 ・医療・地域ケアの充実 ・医療給付等の充実
③精神保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰への支援 ・自主的組織の活動支援
④発達障がいや難病患者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいのある方への支援 ・高次脳機能障がいのある方への支援 ・難病患者への支援

基本目標2 自立と社会参加の促進

(1) 教育・療育の充実	
①療育・発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児療育の充実（障がい児発達支援） ・地域療育体制の充実 ・個別療育相談の実施
②障がいのある子どもの地域生活・家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター事業の推進 ・障がい児保育の実施
③障がい児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の充実 ・交流及び共同学習の充実 ・就学等の支援 ・障がい児の情報共有の推進
④障がい児の教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談事業の利用促進 ・八雲町教育支援委員会教育相談 ・5歳児健診での早期教育
(2) 雇用・就労の推進	
①日中活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労の場の整備・充実 ・町における物品等優先調達の推進
②雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・八雲町障がい者就労支援機関連絡会の開催 ・一般就労への移行支援 ・障がい者雇用拡大 ・産業と福祉の連携強化
(3) 社会参加の促進	
①移動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー料金の助成 ・移動支援事業
②コミュニケーションに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・朗読による情報提供の充実 ・FAX・電子メールの活用促進
③スポーツ・文化活動等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方のスポーツの促進 ・レクリエーション活動・文化活動の促進



基本目標3 共に支え合うまちづくりへの支援

(1) 権利擁護の推進	
①権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚 ・成年後見制度等の普及促進 ・投票方法の充実 ・まちづくり参加の推進
②差別及び虐待防止のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の周知啓発 ・男女共同参画の促進 ・仕事と家庭生活の両立支援
(2) 共に支え合うまちづくり	
①理解と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの推進 ・「障害者週間」の周知啓発
②福祉教育・福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における福祉教育の充実 ・生涯学習における福祉教育の充実
③地域における福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交流機会の推進 ・ボランティアの育成と活動促進 ・地域活動への障がいのある方の参加促進
④防災・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要援護者対策の推進 ・地域における防災体制の充実 ・通信連絡体制の充実 ・防犯対策の充実